

訓令

長野県訓令第6号

本府内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「伊那技術専門校管理課長 看護大学総務課長」を「看護大学総務課長」に、「工科短期大学校事務局次長」を「工科短期大学

校事務局次長 南信工科短期大学校事務局次長」に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本府内部部局
現地機関
職に関する任免（昭和42年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一
本則中「獣医療検査員」を「獣医療検査員 養蜂振興検査員」に改める。

人事課

長野県訓令第8号

本府内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「文化政策課 総務係長」を「文化政策課 企画経理係長」に、「産業イノベーション係長」を「企画経理係長」に、「山岳高原観光係長」を「企画経理係長」に、「ブランドづくり支援係長」を「課長補佐」に改め、同表の3の項中

「 同 同 移住交流係長 を 同 同 担当係長 楽園信州・移住推進室 同 同 担当係長 に、
 同 同 担当係長 主査、主任及び主事 を 同 同 担当係長 主査、主任及び主事 に、
 同 同 審査係長 を 同 同 審査第一係長 審査第二係長 に改め、同表の30の項中
 「 30 」を「 33 」に改め、同表の29の項中「 29 」を「 32 」に改め、同表の28の項を削り、同表の27の項中「 27 」を
 「 31 」に改め、同表の26の項中「 26 」を「 30 」に改め、同項の前に次のように加える。
 「 25 」を「 28 」に改め、同表の24の項中「 24 」を「 27 」に改め、同表の23の項中「 23 」を
 「 26 」に改め、同表の22の項中「 22 」を「 25 」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | | | |
|----|-------|------|---------------------|---|
| 29 | 農業試験場 | 作物部長 | 農業試験場 原村試験地 長 | - |
|----|-------|------|---------------------|---|

本則の1の表の25の項中「 25 」を「 28 」に改め、同表の24の項中「 24 」を「 27 」に改め、同表の23の項中「 23 」を
 「 26 」に改め、同表の22の項中「 22 」を「 25 」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | | | |
|----|---------------------|--------------|---|-----------------------|
| 24 | 環境保全研究所 感染症部 同 同 | 主任研究員 研究員 | - | 健康福祉部 保健・疾病 対策課 |
|----|---------------------|--------------|---|-----------------------|

本則の1の表の21の項中「21」を「23」に改め、同表の20の項中「20」を「22」に改め、同表の19の項中「19」を「21」に改め、同項の前に次のように加える。

| | | | | |
|----|----------|------------|---|----------------|
| 20 | 上伊那地方事務所 | 地域政策 課長 | | |
| | 同 地域政策課 | 企画振興 係長 | | |
| | 下伊那地方事務所 | 地域政策 課長 | | リニア整備 推進事務所 |
| | 同 地域政策課 | 企画振興 係長 | — | |
| | 木曾地方事務所 | 地域政策 課長 | | |
| | 同 地域政策課 | 企画振興 係長 | | |

本則の1の表の18の項中「18」を「19」に改め、同表の17の項中「17」を「18」に改め、同表の16の項中「16」を「17」に改め、同表の15の項中「15」を「16」に改め、同表の14の項中「14」を「15」に改め、同表の13の項中「13」を「14」に改め、同表の12の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|-------------------------|---|---------------------------|
| 13 | 県民文化部 私学・高等 課長補佐 教育課 | | 県民文化部 信州高等教育 支援センター |
| | | — | |

本則の4の表の県民文化部こども・家庭課の項中「ひとり親係」「子ども支援センター」を「こども福祉係」「県民文化部子ども支援
センター」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-------------------|-------|-----------------------|
| 県民文化部私学・高等 教育課 | 高等教育係 | 県民文化部信州高等教 育支援センター |
|-------------------|-------|-----------------------|

人事課

長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の長野以北並行在来線対策協議会の項及び信州メティカルシーズ育成拠点事業運営委員会の項を削り、同表の長野県勤労青少年福祉推進者連絡協議会の項を次のように改める。

| | |
|-----------------------------------|----|
| 長野県地域訓練協議会 | 委員 |
| 長野県地域ジョブ・カード運営本部 | 委員 |
| 長野県独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構運営協議会 | 委員 |

本則の1の表の長野県地域ジョブ・カード運営本部の項を削り、

同表の長野県ごはんを食べよう推進会議の項を次のように改める。

| | |
|--------------|---------|
| 信州ひすいそば振興協議会 | 幹事長 |
| 「風さやか」推進協議会 | 副会長 幹事長 |

本則の1の表の長野県農地・水・環境保全向上対策協議会の項を次のように改める。

| | |
|---------------------------|---------------|
| 長野県土地改良施設エネルギー活用推進 協議会 | 副会長 |
| 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議 会 | 副会長 幹事長 幹事 |

本則の2の表の地域卸売市場整備推進協議会の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------|----------------|
| 長野県農業再生協議会地方部 | 会長 部長 地方 部長 |
| 長野地方農業再生協議会 | 会長 |

本則の2の表の地区獣友会の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------------|----|
| 地区野生鳥獣保護管理対策協議会 | 会長 |
|-----------------|----|

本則の5の表の信州メディカルシーズ育成拠点事業運営委員会の項を削り、同表の長野県工科短期大学校教育研究振興会の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|------|
| 南信工科短大振興会 | 常任理事 |
|-----------|------|

本則の5の表の一般社団法人長野県植物防疫協会の項から信州きのこ祭り推進協議会の項までを次のように改める。

| | |
|-----------------|---------------|
| 一般社団法人長野県原種センター | 理事 |
| 一般社団法人長野県植物防疫協会 | 理事 参与 審議員 |
| 長野県農業再生協議会地方部 | 副部長 委員 部員 |
| 長野県農業普及学会 | 顧問 副会長 |
| 長野県農業共済組合連合会 | 損害評価会委員 |
| 長野県園芸作物生産振興協議会 | 委員 |
| 地区園芸作物生産振興協議会 | 顧問 副会長 委員 部会員 |
| 一般財団法人長野県果樹研究会 | 顧問 |
| 信州きのこ祭り推進協議会 | 委員 |
| 地方農作業安全協会 | 会長 |

人事課コンプライアンス推進室

教育政策課

る。

第11条中「勤務成績評定」を「人事評価」に、「当たつて」を「当たって」に改める。

長野県教育委員会訓令第6号

事務局
現地機関
教育機関

職員の勤務成績評定に関する規程（昭和27年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県教育委員会

題名を次のように改める。

職員の人事評価等に関する規程

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に、「勤務成績を評定し、」を「人事評価を実施し、及び」に改める。

第2条中「あって」を「あって」に改める。

第3条の見出しを「(人事評価の実施)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「勤務成績の評定は」を「人事評価は、」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、これらにより難い場合には、別に定める様式によることができる。

第3条第2項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第7条中「終つた」を「終わった」に、「あつた」を「あった」に改める。

第8条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第9条中「評定結果」を「評価結果」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「評定成績」を「評価結果」に改め